

消費生活相談等業務委託 実施要領（公募型プロポーザル）

※本業務における契約の締結は、予算の議決承認が議会でなされることを条件とします。

1 案件名称

消費生活相談等業務委託

2 業務内容に関する事項

- (1) 事業目的
別紙1「仕様書」のとおり
- (2) 業務内容
別紙1「仕様書」のとおり
- (3) 事業規模（契約上限額）
金 45,696,000 円（消費税及び地方消費税含む）
- (4) 契約期間
令和7年6月1日から令和8年3月31日（10カ月）
- (5) 履行場所
神戸市消費生活センター 相談室
- (6) 費用分担
本件プロポーザルに参加するために必要な一切の経費は応募者の負担とする。
受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。費用については仕様書にも記載しているので参照のこと。

3 契約に関する事項

- (1) 契約の方法
神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容の詳細な仕様については仕様書及び企画提案書に基づき決定する。
なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。
- (2) 委託料の支払い
受託者の請求に基づき、契約期間の上半期（この契約締結後）・下半期（11月頃）に分けて概算払いする。
- (3) 契約書案
別紙2「委託契約書（案）」参照
- (4) 契約保証金に関する事項
契約保証金の額は、神戸市契約規則第24条第1項の規定により契約金額の100分の3以上の額とする。ただし、規則第25条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除する。
- (5) その他
契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 当該委託業務に関する目的の達成、業務の遂行及び継続的な実施に必要な資格、組織、人員を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。
- (4) 納期が到来している所得税または法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税を滞納

- していないこと。かつ企業等の代表者がこれらの税金を滞納していないこと。
- (5) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (7) 暴力団員が役員として経営に関与（実質的に関与している場合を含む）していないこと等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条」に該当しないこと。
- (8) 神戸市の希望する日時・場所に打ち合わせが出来るような体制がとれ、緊急対応時の迅速なやりとりが可能であること。
- (9) 応募可能な企業形態は、単独企業であること。その際、他で応募する共同企業体の構成員にならないこと。

5 スケジュール

公募開始	令和7年2月5日（水）
参加申請書の提出期限	令和7年2月20日（木）17時まで（必着）
質問書の提出期限	令和7年3月5日（水）17時まで（必着）
質問に対する回答	令和7年3月12日（水）予定
企画提案書の提出期限	令和7年3月24日（月）17時まで（必着）
事業者選定委員会の開催	令和7年3月下旬予定
選定結果通知	令和7年4月上旬予定
契約締結	令和7年6月1日（日）

6 応募手続き等に関する事項

(1) 実施要領の交付

交付開始	令和7年2月5日（水）
交付書類	①公募型プロポーザル実施要領（本書） ②様式（第1号～第4号） ③【別紙1】仕様書 ④【別紙2】委託契約書（案）
交付方法	神戸市ホームページ「事業者募集」のページにて掲載 ※直接配布、郵送等による配布は行いません。 https://www.city.kobe.lg.jp/a57337/business/recruit/index.html

(2) 参加申請手続き

受付期間	令和7年2月5日（水）から令和7年2月20日（木）17時まで（必着）
提出書類	①（様式1号）参加申請書 ②（様式2号）法人・団体概要 ③（様式3号）神戸市契約事務等からの暴力団関係者排除に係る誓約書 ④法人登記簿謄本又は登記事項全部証明書 ⑤直近1年分の納税証明書（国税）及び納税証明書又は滞納がないことの証明（市税） 令和6・7年度神戸市競争入札参加資格を有する場合は、③～⑤の提出は不要。④⑤は発効日から3か月以内のもの（写し可）。
提出方法	本書末尾「8（3）提出先、問い合わせ先」まで、郵送、電子メール又は持参のいずれかの方法により提出。 ※電子メールにて提出する場合は、着信の確認を担当部署宛、電話により行ってください。 ※持参による受付時間：土日祝日を除く、9時から17時まで（正午から13時までを除く）

(3) 質問書の提出

受付期間	令和7年2月21日(金)から令和7年3月5日(水)17時まで(必着)
提出書類	(様式4号) 質問書【任意提出】
提出方法	本書末尾「8(3) 提出先、問い合わせ先」まで電子メールにて提出。 ※着信の確認を担当部署宛、電話により行ってください。
回答方法	参加者全者に対して、令和7年3月12日(水)(予定)に電子メールにより回答。※質問した事業者名は公表しません。

(4) 企画提案書の提出

受付期間	令和7年2月21日(金)から令和7年3月24日(月)17時まで(必着)
提出書類	A4(20ページ以内。縦横自由)とし、任意様式とする。PDFデータで提出すること。
提出方法	本書末尾「8(3) 提出先、問い合わせ先」まで電子メールにて提出。 ※着信の確認を担当部署宛、電話により行ってください。
必要記載事項	①本業務に対する実施方針 ②本業務にかかる実施体制 相談員の構成(人数、資格の種類、配置計画等)及び人材育成の取り組みについて記載してください。 ③消費者教育事業 仕様書4. 委託業務内容(5) 消費者教育・啓発等に関することウ)その他消費者教育に資する事業の実施予定を提案してください。 ④業務実績(2022年度～2024年度の実績) 同種の業務実績を本市、他の官公庁、民間含めて記載してください。 ⑤提案見積と積算根拠

7 選定に関する事項

(1) 選定方法

- ア 本企画提案の選定については、神戸市職員によって構成される選定委員による本業務に係る選定委員会において審査を行い、その意見を受けて委託予定事業者を選定する。
- イ 審査の結果、評価点が最も高い者を受託候補者とする。なお、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、審査項目のうち「本業務にかかる実施体制」の項目の得点が高い者を優先とする。
- ウ 評価点の合計が5割に達していない場合は、委託予定事業者として選定しない。
- エ 辞退又はこの公募型プロポーザル実施要領の規定に違反した事実等を理由に協議が不調のときは、選定委員会で順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

(2) 評価基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。
内容点の審査項目・審査の視点・配点は下記のとおりとする。

項目	評価項目	配点
①本業務に対する実施方針		
1	業務の目的や内容を十分理解した適切な実施方針となっているか。	10
小計		10
②本業務にかかる実施体制		
2	仕様書に規定する資格を有する人材を安定的・継続的に確保できるか。	25
3	消費生活に関する相談対応、相談業務の中で発生するトラブル(相談員へのクレームなど)への対応、市との連絡調整等を適切に行うための体制や手段が整えられているか。	25

4	人材確保・育成のための効果的な取り組みが提案されているか。	10
小計		60
③消費者教育事業		
5	消費生活相談の傾向を分析し、効果的な消費者教育につながる事業になっているか。	10
小計		10
④その他		
6	本業務と類似する業務の実績があるか。	10
7	本社を市内に有する者（地元企業）や本社が市内にないが、支店等が市内にある企業（準地元企業）か。 地元企業は10点、準地元企業は5点、該当しなければ0点	10
小計		20
合計		100

（3）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
- カ 見積書の金額が2（3）に記載する事業規模（契約上限額）を超過すること

（4）選定結果の通知及び公表

最終選考結果については、提案書類提出者全員に対して、令和7年4月上旬（予定）に通知するとともに、神戸市ホームページにおいて公開する。

8 その他

（1）提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- キ 本委託契約は令和7年度神戸市一般会計予算の成立を前提に行う。予算が成立しない場合には、この募集に基づく契約締結をしないことがある。

（2）業務の引継ぎ

委託予定事業者として選定された場合、契約期間開始時から滞りなく業務遂行できるよう、現受託事業者との間で業務を円滑に引継ぐよう努めること。同様に、契約期間終了により、次期受託事業者へ引継ぐ場合は、円滑な引継ぎに協力するとともに、業務引継書を作成し、必要なデータ等について無償で提供すること。

(3) 提出先、問い合わせ先

〒650-0016 神戸市中央区橘通3-4-1

神戸市地域協働局消費生活センター相談指導係 担当：小林・辻

TEL：078-371-1137 メールアドレス：shouhi_shomu@city.kobe.lg.jp